

沖縄市サッカー場人工芝敷設工事現場から発見されたドラム缶などの ダイオキシン類等検出に関する意見書

去る6月13日、米軍嘉手納基地の返還跡地である沖縄市サッカー場の人工芝敷設工事現場から、世界最大規模の総合化学品メーカーでベトナム戦争時代に米軍が散布したダイオキシンを含む枯葉剤を供給した枯葉剤製造最大手企業の社名が記載されたものを含む十数本のドラム缶が見つかり、危険性を考慮し、工事を中断した上で本市と沖縄防衛局が現場調査を始めた7月2日には、さらに7本のドラム缶が新たに発見された。

今回の件について本市議会は、去る6月25日にも全会一致で意見書を可決し、詳細な調査結果が出るまでには約1カ月を要するとのことからその経緯を見守ってきたが、7月24日の沖縄防衛局の調査結果報告、さらに本市が行った調査のいずれにおいてもドラム缶の付着物及び周辺土壌からダイオキシン類等が検出され、市民のみならず県民に大きな衝撃と不安を与えている。

これを受け、本市では市民の安心安全を確保するためにもサッカー場だけでなく隣接する駐車場等も含め早急に全面調査を行う予定だが、工事に携わった人々はもとよりこれまでサッカー場を利用してきた子供たちを始め周辺住民の健康被害への不安は増すばかりであり、本工事が再開のめども立たないまま中断していることによる経済的損失は大きく、風評被害等による市のイメージダウンも強く危惧され、市民に与える影響には計り知れないものがある。

日米地位協定第4条第1項では、施設を返還するにあたって米国は原状回復義務を負わないとされているが、今般の状況を鑑みると何ら過失のない工事業者の損失や周辺住民が訴える健康不安に対し、原状回復義務も補償責任もないとするのは不平等・不合理な協定と言わざるを得ず、日米地位協定の見直しを求める声が高まる中、環境被害の未然防止や万一環境汚染が発生した場合の調査及び浄化対策についても早急な施策の確立が求められている。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から、沖縄市サッカー場人工芝敷設工事現場から発見されたドラム缶などのダイオキシン類等検出に関し、下記事項について強く要求する。

記

1. ドラム缶埋設の原因究明と米軍への照会も含めた返還前後の当該地域の情報公開を行うこと。
2. サッカー場等の全面探査など原状回復のための適切な措置を講じること。
3. 本件に関する経済的損失への補償、住民等の健康被害への対策等について措置すること。
4. 日米地位協定の抜本的見直しにより、基地から派生する環境被害に万全の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年8月5日
沖縄市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長